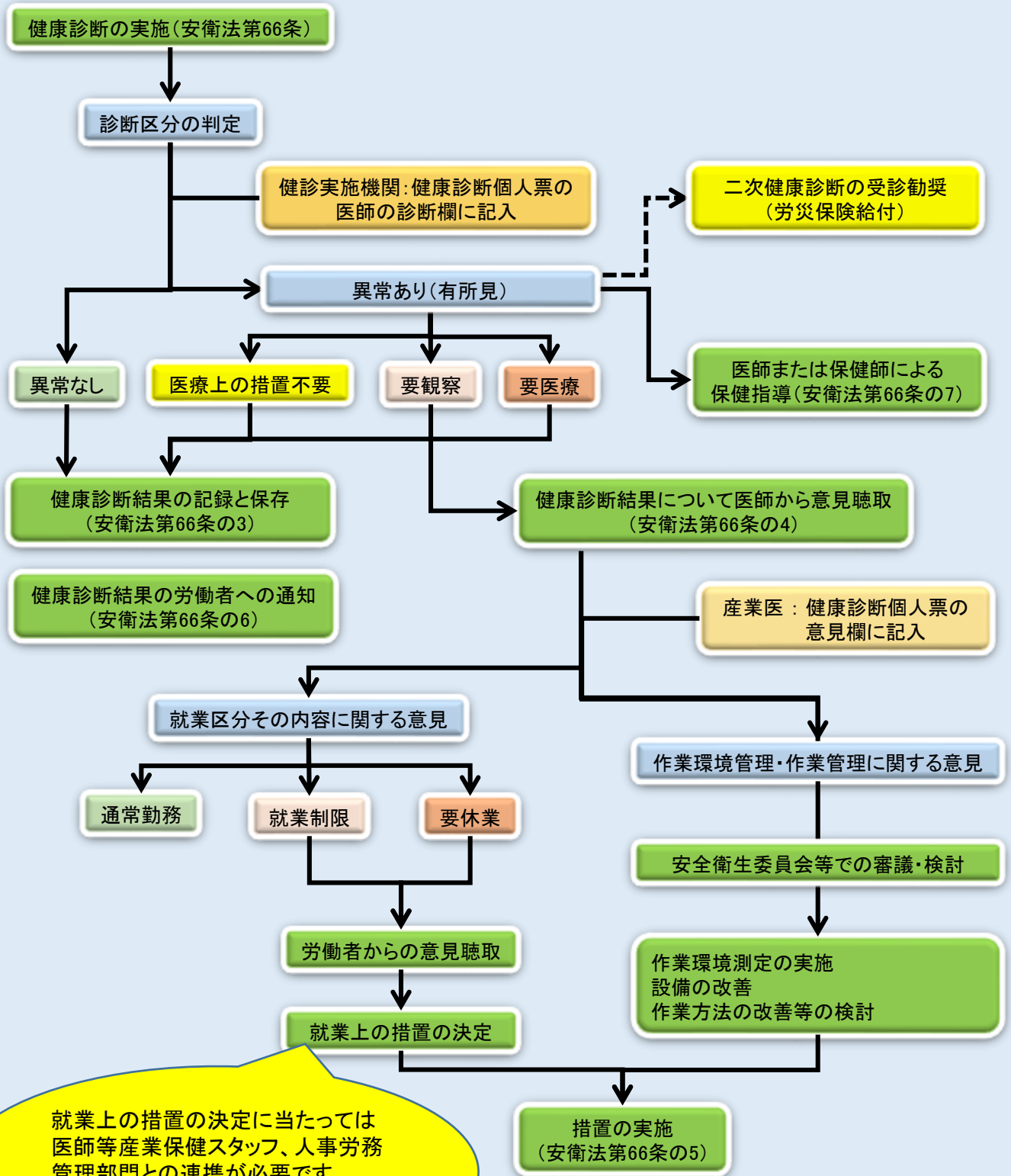


労働安全衛生法で定める健康診断実施後の措置の流れ



就業上の措置の決定に当たっては
医師等産業保健スタッフ、人事労務
管理部門との連携が必要です。
また、プライバシーにも配慮が必要
です。

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポート！

独立行政法人 労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

TEL 029-300-1221